

答申第 730 号

令和元年 9 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 6 月 5 日付けで諮問された特定日に開催された特定会議資料不
存在の件（諮問第 822 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、平成29年4月19日に特定法人の本部で開催された会議の資料を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年4月2日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成29年4月19日に特定法人の本部で開催された会議（以下「特定会議」という。）の資料（以下「特定会議資料」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年4月16日付けで、特定会議資料については不存在であるとする公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年4月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、特定会議資料は存在しない旨説明するが、特定2市がそれぞれ作成した特定会議の会議要旨等には、特定会議資料として、特定地区検討業務委託仕様書、特定地区調査業務委託仕様書及び特定地区まちづくり平面図の記載がある。よって、特定会議資料は存在するので、公開すべきである。
- (2) 特定会議には、実施機関から5人も参画しているにもかかわらず、実施機関が特定会議の議事録も作成せず、特定会議資料も取得していないとは考えられない。

4 実施機関（県土整備局都市部交通企画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、特定会議には人事異動に伴う挨拶のために出席したものである。また、特定会議は、土地区画整理事業を行う特定法人の本部において、同事業に関する打合せを行うために開催されたものであるが、実施機関の所管業務である交通施策に関する話し合いは行われなかったため、実施機関は同会議に同席はしていたものの、特定会議資料は取得しなかった。
- (2) 実施機関においては、通常、実施機関の意思決定を伴わない担当者同士の打合せ、助言等を受けるのみの打合せ、挨拶等については、出席に至る経緯、打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成していない。実施機関は、人事異動に伴う挨拶のために特定会議に出席したものであり、また、当該会議の内容が実施機関の所管事業に関するものではなかったことから、会議終了後に会議録等は作成せず、口頭による報告のみを行ったものである。このため、特定会議に関する会議録等は存在しない。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 特定会議資料の存否について

審査請求人は、特定2市がそれぞれ作成した特定会議の会議要旨等には、本件会議資料として、特定地区検討業務委託仕様書、特定地区調査業務委託仕様書及び特定地区まちづくり平面図の記載があることから、特定会議資料は存在する旨主張する。しかし、当審査会が確認したところ、実施機関は、特定会議には人事異動に伴う挨拶のために出席したこと、また、特定会議の内容は土地区画整理事業に関する打合せであり、実施機関の所管業務に関するものではなかったことが認められる。そのため、特定会議資

料を取得していないことから不存在であるとする実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

(2) 特定会議に係る特定会議資料以外の文書について

審査請求人は、実施機関が特定会議の議事録を作成していないとは考えられない旨主張するため、以下この点について検討する。

当審査会が確認したところ、実施機関においては、意思決定を伴わない担当者同士の打合せ、助言等を受けるのみの打合せ、挨拶等については、事前に打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成せず、当該打合せに出席することについて、起案文書を作成しての伺いを立てないこともあることが認められる。実施機関は、前記(1)のとおり、特定会議には人事異動に伴う挨拶を目的に出席しており、実施機関としての意思決定を行うために出席したものでないことが認められることから、当該会議への出席に当たり、出席に係る起案文書を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

また、当審査会が確認したところ、特定会議の内容は、前記(1)のとおり、実施機関の所管業務とは直接関係のない事項であったことが認められる。そして、神奈川県職員服務規程第22条は、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているものの、上司に随行した場合や軽易な事項については、この限りではないとしている。これらを踏まえると、実施機関が、特定会議で話し合われた内容については、所管業務とは直接関係がないものとして、口頭による報告のみで所属内における情報共有を図り、その結果、当該打合せに係る会議録を作成していないとしている点に、特段不合理な点は認められない。

よって、特定会議に係る特定会議資料以外の文書についても、作成又は取得していないため不存在であるとする実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 6 月 5 日	○ 諮問
平成 31 年 2 月 26 日 (第 193 回部会)	○ 審議
3 月 29 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
令和 元年 5 月 23 日 (第 196 回部会)	○ 審議
6 月 20 日 (第 197 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年9月6日現在) (五十音順)